

許認可等の統一的把握の結果

- 「許認可等の統一的把握」は、昭和60年の閣議決定に基づき、総務省が各府省等の協力を得て実施
- 国民の申請、出願等に基づき、行政庁(国)が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、「許可」等の用語を使用しているものを把握し、許認可等現況表として公表
- 把握内容は、許認可等の事項、所管府省・局等名、根拠法令、用語、処分権者、対象者、規制シートID等
- 平成29年4月1日現在の許認可等の根拠条項等数は、15,475(法令等の中で、「許可」等の用語が含まれている条項等の数)
このうち、規制シートが作成されているものは1,924

(参考) 規制シートの作成状況

- 規制シートは、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき規制所管府省が作成
- 平成29年4月1日までに各府省が作成した規制シートは331。このうち、把握した許認可等が含まれる規制シートは160(注)

(注) 1 一つの規制シートにおいて、複数の許認可等を含んでいる場合があるため、許認可等の根拠条項等数と規制シート数は異なる。

2 規制シートは、地方公共団体が権限を有する規制、禁止、義務付けに係る規制等も対象としている。

行政サービス改革の基盤データとして活用することができるよう、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)に基づき、「行政手続等の棚卸」の結果が公開され、継続的なメンテナンスを行うとされたことなどを踏まえ、本調査については、今般の結果の公表をもって終了することとする。今後は、これらの取組の実施状況等も踏まえ、規制改革の推進を図る観点からの調査を必要に応じて適時実施していくこととする。

(参考)

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和 60 年 7 月 22 日臨時行政改革推進審議会答申）

2 規制緩和の進め方

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10 分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和 60 年 9 月 24 日閣議決定）

5 規制行政

(1) 規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）

4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和 60 年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年 1 回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

○ 規制改革実施計画（抄）

（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

1 具体的なシステムの考え方

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期
- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成する。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載する。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成する。

(4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加する。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

○ 世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（抄）

（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）

第 2 部 官民データ活用推進基本計画

II 施策集

II-1-(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

- ・ 行政手続等の棚卸し
 - 行政手続等の実態（法令等における書面・対面規定の洗い出し、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しが必要。
 - 平成 29 年度末までに棚卸しの結果を取りまとめ、それを踏まえ、府省庁は行政手続ごとにオンライン化原則に向けた見直しの期限や平成 32 年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を明らかにした計画を策定。
 - オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進により、例えば、住民票の写しや戸籍謄抄本の提出不要化等、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。

KPI（進捗）：棚卸し進捗率

KPI（効果）：行政手続等ごとのコスト縮減額等

○ デジタル・ガバメント実行計画（抄）

（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）

4 プラットフォーム改革

4.2 システム基盤の整備

7) 制度情報基盤の整備

ア. 行政手続等の棚卸の継続・改善（◎内閣官房、全府省）

2017 年度（平成 29 年度）に実施した行政手続等の棚卸は、事実を細かな粒度まで把握するための重要なツールである。内閣官房は、棚卸の結果を年度末までに取りまとめ、オープンデータの形で公開する。また、今後、各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用することができるよう、内閣官房は、各府省の協力を得つつ、棚卸データの継続的なメンテナンスを行う。

この際、国・地方公共団体といった行政サービスの提供主体に関わらず、法令に基づく全ての行政手続等にユニークな ID を振り、各府省はもとより、全ての地方公共団体や民間事業者とも共有を図るとともに、行政サービスの改廃等に伴う ID の保守・運用を継続的に実施する。これによって、棚卸業務の効率化や、異なる主体間での手続事務の標準化等を図り、もって、行政サービスのデジタル化を促進する。

KPI：行政手続等の棚卸の継続実施